

## 令和7年度第1回川崎市指定特定非営利活動法人審査会 次第

日時：令和8年3月27日（金）

10時00分～12時00分

会場：川崎市役所 本庁舎16階 1603会議室

### 1 開会

### 2 諮問

### 3 議事

議題1 指定特定非営利活動法人に係る審査について

議題2 令和4年8月24日付け「特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用について（答申）」に対する取組状況について

### 4 閉会

（配布資料）

資料1 申出法人に係る審査用資料（特定非営利活動法人NPOレインボー）

資料2 答申に対する取組状況（令和7年度、令和8年度）

資料2-2 令和8年度「条例指定制度の今後の運用」の検討について

## 答申に対する取組状況

答申		概要	令和7年度	令和8年度	
ア	制度の使いやすさの向上	(ア) 条例指定及び認定の提出書類の重複解消など手続面の簡素化	法人の負担軽減のため、様式ファイルの提供形式の見直しやツールの提供など。	・ 条例指定関係の提出書類についてオンラインで申請可能 ・ 各認定法人の個別の状況を鑑み、内閣府のシステムを利用する等により認定関係の提出書類についてもオンラインでの提出可能なことを案内	・ 条例指定関係の提出書類についてオンラインで申請可能 ・ 各認定法人の個別の状況を鑑み、内閣府のシステムを利用する等により認定関係の提出書類についてもオンラインでの提出可能なことを案内
ア	制度の使いやすさの向上	(イ) 基準・運用の明確化と事前判定の仕組みの検討	NPO法人の条例指定を受けることを目指すハードルを下げる努力が求められる。 法人及び行政の事務の効率化のため、事前に基準適合を判定できるような仕組みについても引き続き検討。	・ 設立の相談や認定・条例指定の個別の相談において、個々の法人の状況を踏まえた制度周知及び助言を行うことにより対応	・ 設立の相談や認定・条例指定の個別の相談において、個々の法人の状況を踏まえた制度周知及び助言を行うことにより対応
ア	制度の使いやすさの向上	(ウ) 法人設立段階からの指定基準等の周知	新規法人を含めた、市内NPO法人に対する条例指定制度・認定制度の基準等の周知に取り組む。	・ 設立相談時点で認定や条例指定の意向を確認するとともに、制度の案内を実施 ・ 設立事務説明会において、NPO法人と一般社団法人の違いを説明する際に、選択の参考となるように認定・条例指定についても説明	・ 設立相談時点で認定や条例指定の意向を確認するとともに、制度の案内を実施 ・ 設立事務説明会において、NPO法人と一般社団法人の違いを説明する際に、選択の参考となるように認定・条例指定についても説明
ア	制度の使いやすさの向上	(エ) 認定・条例指定を受けるためのアドバイザー派遣	・ 会計、税務、労務管理の専門家をアドバイザーとして派遣。 ・ 条例指定を先行して受けた法人等から申請書類作成等の助言が受けられるような新たなアドバイザー派遣の取り組みを検討。	・ 専門家の派遣事業（税理士・社会保険労務士） 税理士派遣 2法人各1回、社労士派遣 1法人1回	・ 専門家の派遣事業（税理士・社会保険労務士）
	条例指定NPO法人等への寄附促進	(ア) 条例指定NPO法人等のファンディング力向上に向けた支援	前回答申を受け、地域・社会貢献フォーラムを継続。 かわさき市民アンケートなどを活用した継続的な調査の枠組みを検討。	・ 地域・社会貢献フォーラム（カワサキコネクト）企業による社会貢献活動を紹介し、登壇企業と参加者同士が交流するイベントを開催（12/20開催。参加者は23名） ・ かわさき市民活動センターによるパワーアップセミナーのうち、「つながりで広がる支援の輪資金だけじゃないNPOのための資源の集め方」（広義の資金調達）の講座（12/6開催。参加者は11名）を共催	・ 地域・社会貢献フォーラム（カワサキコネクト）企業による社会貢献活動を紹介し、登壇企業と参加者同士が交流するイベントを開催予定 ・ 【変更】資金調達の講座を実施（かわさき市民活動センターによるパワーアップセミナーの共催or自主講座）
	条例指定NPO法人等への寄附促進	(イ) 制度周知や条例指定NPO法人等の活動に関する広報による支援	戦略的な広報の実施 ～伝えたいこと～ NPO法人に対する広報：認定・条例指定に係る法人側のメリット、みなし寄附制度の周知。 市民に対する広報：NPO法人の活動内容、NPO法人への応援の方法、寄附者が受ける税制優遇等の内容 市外法人に対する広報：指定申出の効果	・ かわさき市民活動センターに条例指定、認定法人の法人名・活動の案内を掲示 ・ 市政だよりにより認定NPO法人に対する寄附に係る所得税、住民税の優遇制度について紹介する記事の掲載（6月号） ・ NPO応援ガイドの更新の検討（対象を絞ったコンパクトなものにすることで配布の機会を増やすことを狙う） ・ 【新規】社会福祉協議会のinstagram、X、facebookにて認定NPO法人に対する寄附に係る所得税、住民税の優遇制度について及び本市認定NPO法人、条例指定法人を紹介する記事を配信(7/3) ・ 【新規】かわさきSDGsパートナーへ認定NPO法人に対する寄附への法人税法上の優遇措置についてのメールを配信(6/5)	・ かわさき市民活動センターに条例指定、認定法人の法人名・活動の案内を掲示（継続） ・ NPO応援ガイドの更新の検討（対象を絞ったコンパクトなものにすることで配布の機会を増やすことを狙う） ・ 市政だより、社会福祉協議会のSNS、かわさきSDGsパートナー向けのメールリストなど、機会を捉えて、周知・広報を行う。 ・ 【新規】ふるさと納税の仕組みを活用する補助金を創設。市民等は条例指定法人又は認定法人（制度利用に応募した法人）を指名して、川崎市へふるさと納税をし、市は寄附額の7割を上限に該当法人に対して運営費に充当するため補助をする。ふるさと納税サイトへの掲載による広報と補助による基盤強化を狙う。（令和8年度予算案が可決される前提で記載）

答申		概要	令和7年度	令和8年度
ウ	法人の運営基盤の整備・強化のサポート	(ア) 会計、税務、労務等の専門家による相談体制の整備	税務・労務の専門家のアドバイザー派遣の取組を継続 税理士派遣 2法人各1回、社労士派遣 1法人1回	継続
ウ	法人の運営基盤の整備・強化のサポート	(イ) 法人運営の管理面を継続的にサポートする人材の発掘・育成等	「プロボノチャレンジKAWASAKI」「川崎プロボノ部」などにより、地域貢献やボランティア活動のきっかけを探している方と、活動のステップアップを目指すNPO法人も含む団体の双方を募集・マッチングする取組を行っており、こうした取組を通じて、法人運営を支える人材の厚みを増すことが期待される	・川崎プロボノ部サポート先募集、説明会に係るチラシ・ホームページによる広報(応援ナビかわさき・メールマガジンほか) ・川崎プロボノ部サポート先募集、説明会に係るチラシ・ホームページによる広報(応援ナビかわさき・メールマガジンほか)
ウ	法人の運営基盤の整備・強化のサポート	(ウ) 中長期的な経営視点に立った伴走型の支援体制の整備	かわさき市民活動センター等が中心となって伴走型の支援を進めていくことを期待したい。 単に広く呼び掛けるだけでは条例指定・認定を目指す法人が増えることは期待し難いので、行政において法人間の公平性に考慮しつつ、事前相談を受けた法人に対して条例指定・認定を受けるにあたり課題の解消に向けた支援を行う等工夫が必要	・事前相談があった法人に対し、必要な支援を提供 ・【変更】会計、労務の講座を開催(かわさき市民活動センターによるパワーアップセミナーの共催or自主開催)
ウ	法人の運営基盤の整備・強化のサポート	(エ) 企業等の地域・社会貢献の取組を奨励する仕組みの検討	企業等との連携についてイベント開催のほか様々な手法について調査検討を行う必要がある。また、企業との関係性は寄附等の金銭的支援にとどまらず、事業の協働など様々な形態があるところであり、先進事例の紹介、企業との関係を構築する際に気を付けるべき点など、出会いの機会の提供のみならず、協働で市内の社会課題解決に当たる可能性を考える対話の場を創出する取組が必要	・地域・社会貢献フォーラム2024(カワサキコネクト)及び2025において、他の企業の事例も興味があるという参加者の意見を踏まえ、令和8年度も社会貢献を検討している企業に社会貢献に対する考え方を話してもらい、参加市民活動団体には企業はどんな支援をしてくれるのかの一例を知ること、登壇企業のみならずほかの企業に対してアプローチをするためのきっかけにしよう方針で企画し、実施した。登壇企業は富士通株式会社(23名参加) ・川崎工業振興倶楽部の会員企業に施策等の情報提供を行う「行政連絡会」にて、認定NPO法人に対する寄附への法人税法上の優遇措置について説明(2月13日)
ウ	法人の運営基盤の整備・強化のサポート	(オ) 既存認定・条例指定NPO法人に対する支援	有効期間の更新に向けて、条例指定の有効期間の中間的な時期に状況を確認し、アドバイスを行うなどの取組が考えられる。 ・毎年提出を要する書類の提出、調整時にヒアリングを行い、更新時に提出する書類等の精度向上を図った。 ・更新の2年程度前(中間年度)に運営状況や帳簿等の整理状況を確認するため、法人を訪問し、更新時に不備のないようにアドバイスすることを提案 ・機会を捉えて法人の状況を聴取し、それぞれの状況に沿った申請・申出ができるよう案内を行う。	・毎年提出を要する書類の提出、調整時にヒアリングを行い、更新時に提出する書類等の精度向上を図る。 ・更新の2年程度前(中間年度)に運営状況や帳簿等の整理状況を確認するため、法人を訪問し、更新時に不備のないようにアドバイスすることを提案 ・機会を捉えて法人の状況を聴取し、それぞれの状況に沿った申請・申出ができるよう案内を行う。
ウ	法人の運営基盤の整備・強化のサポート	(カ) デジタル化支援の取組の検討	SNSによる情報発信、寄附の電子マネー・クレジット対応も含めたデジタル化が有効である。NPO法人向けのデジタル化の支援を検討	・かわさき市民活動センターのパワーアップセミナーにおいて、デジタル活用の講座(SNS・ChatGPTの活用法)を実施 ・かわさき市民活動センターのパワーアップセミナー等のデジタル活用の講座を紹介
ウ	法人の運営基盤の整備・強化のサポート	(キ) 認定・条例指定NPO法人を対象としたネットワークの検討	川崎市内の認定・条例指定NPO法人だけでは数が少ないので、ネットワークのメリットが生かしくい。神奈川県や他の政令市とも協力した取組として検討する。	・地域・社会貢献フォーラム(カワサキコネクト)において、登壇企業も交えて参加者同士の交流時間を設け、議題に関することを中心に話し合い、関係性を築く機会を設定した。 ・地域・社会貢献フォーラム(カワサキコネクト)において、登壇企業も交えて参加者同士の交流時間を設け、議題に関することを中心に話し合い、関係性を築く機会を設定する。

KAWASAKI Information Plaza

# 情報ひろば

## 講座・催しなどへの参加申し込み

- 次の必要事項を記入してください  
①講座名・催し名(日時・コース名) ②郵便番号・住所 ③氏名・ふりがな ④年齢・学年 ⑤電話番号 ⑥特別に指定がある場合はその内容
- 往復ハガキの場合は、返信用に宛先を記入してください
- 申し込みは原則1人1通。申し込み開始時間の記載のないものは8時半から
- 市役所への郵便物は、専用郵便番号(210-8577)と局・課名のみを記入で届きます

## ●市政だよりの見方

- 催しなどで特に記載のないものは、無料、参加自由。● 参加の対象者は、市内在住・在勤・在学の人。● 期間は24時間表記
- 📅=日時      📍=申し込み
- 📍=場所      🗨=問い合わせ
- 👤=対象・定員      📩=直接送付
- 💰=費用      🏠=ホームページ

## 税・保険

### 市民税・県民税・森林環境税の納期のお知らせ

市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)第1期分の納期限は6月30日です。金融機関、コンビニなどの納付のほか、時間や場所を問わず納付できるスマートフォン決済アプリやクレジットカードなどを、ぜひ利用してください。インターネットから口座振替の申し込み手続きができるWeb口座振替受付サービスでは、受け付け可能期間を延長しました。第1期分から申し込みできます。申込期限など詳細は市HPで。所得金額、所得控除などは、6月10日に発送する納税通知書に添付の「所得等明細」で確認してください。📍**口座振替について**=財政局収納対策課 ☎044-200-2226 ㉠044-200-3909。課税内容について=市税事務所市民税課、市税分室市民税担当。納付方法について=市税事務所納税課、市税分室納税担当。

### 市民税・県民税・森林環境税の減免、納税の猶予

納税者が災害を受けたときなど納付が困難な場合、一定の要件を満たしていれば、減免や猶予を受けられることがあります(申請が必要)。納期限までにお問い合わせください。📍

市民税・県民税・森林環境税の減免について=市税事務所市民税課、市税分室市民税担当。納税の猶予について=市税事務所納税課、市税分室納税担当。

### 固定資産税の調査に協力を

土地・家屋と償却資産の実態を正確に把握し、適正に課税するための調査を行っています。調査員は「固定資産評価補助員証」を携帯しています。📍**市税事務所資産税課、市税分室資産税担当**

### 認定・条例指定NPO法人に寄付すると税の優遇があります

市民が寄付すると、所得税や住民税の控除などの税制優遇を受けることができる市の認定・条例指定のNPO法人を、市HPで紹介しています。📍**市民文化局市民活動推進課** ☎044-200-2341 ㉠044-200-3800

### 国民年金 ごんたときは届け出を

●**住んでいる区の区役所の国民年金窓口へ**◆20歳以上60歳未満の厚生年金加入者が会社などを退職したとき◆厚生年金加入者に扶養されていた20歳以上60歳未満の配偶者(第3号被保険者)が扶養されなくなったとき◆第3号被保険者の配偶者が会社などを退職したとき、または65歳になったとき。●**配偶者の勤務先へ**◆20歳以上

60歳未満の人が厚生年金に加入している配偶者に扶養されるようになったとき◆厚生年金に加入している配偶者に扶養されている人が20歳になったとき。

### 区役所保険年金課。

### 国民健康保険に関するお知らせ

- 納入通知書発送**…7年度の保険料の納入通知書を6月中旬に発送します。
- 軽減制度**…①倒産、解雇、雇止めなどが理由で就職した人の保険料 ②出産する予定または出産した国民健康保険被保険者の産前産後期間に相当する保険料を軽減します(①②とも届け出が必要)。
- 減免制度**…災害、病気などによる生活困窮、退職や事業の休業による著しい収入減少などの理由により保険料の納付が困難で、一定の要件を満たす場合、保険料を減免します(納期限までにご申請が必要)。
- 区役所保険年金課**。※詳細はお問い合わせください。

## お知らせ

### 川崎市政策評価審査委員会 市民委員を募集

市の取り組みの評価結果などを市民目線で検証する委員。任期…12月1日～10年11月30日。資格・人

数…18歳以上で市内在住1年以上、3人以内。📅6月2日～7月15日(消印有効)に市HPか、直接、郵送、FAXで総務企画局企画調整課 ☎044-200-2024 ㉠044-200-0401 [選考]。※その他の資格、記載内容、課題作文のテーマなど詳細は6月2日から市HPか、区役所他で配布するチラシで。

### NPO法人設立事務説明会

制度の概要や設立手続きについての説明会。📅7月6日(日)14時～16時 📍かわさき市民活動センター 📎20人(1団体2人まで) 📅6月16日から市HPか、直接、電話、申込書(チラシ)をFAXで市民文化局市民活動推進課 ☎044-200-2341 ㉠044-200-3800 [先着順]。※詳細は6月3日から市HPか、区役所などで配布するチラシで。

### 地域子育て自主グループへの助成

地域で協力しながら乳幼児の保育をしている自主グループに、活動費の一部を助成します。対象…次の全てを満たすグループ。①在籍する乳幼児が保育園や幼稚園に通っていない ②活動は1口3時間・週2口・年間39週以上で、活動実績が半年以上 ③2～5歳児が5人以上、うち3歳以上が3人以上在籍 ④保護者自ら保育に参加 ⑤他の助成を受けていない。補助額…1

## 市職員募集

わたしたちと一緒に働きませんか?

### ●高校卒程度など

試験日…9月28日(日)

試験区分	資格	申し込み
①行政事務 ②技術系(土木・電気・機械・建築) ③消防士 ④栄養士、臨床検査技師、学校栄養職員 ⑤保育士	①②③は平成16年4月2日～20年4月1日生まれの人 ④は平成8年4月2日以降生まれの人 ⑤は昭和61年4月2日以降生まれの人	6月16日9時～7月18日17時(受信有効)に市HPで

### ●技能・業務

選考日…9月28日(日)

選考区分	資格	申し込み
A	昭和61年4月2日以降生まれで、申込時に大型・中型・準中型(「5L限定」を除く)のいずれかの自動車運転免許を所持しているか8年3月までに取得見込みの人	6月16日9時～7月18日17時(受信有効)に市HPで
B	昭和61年4月2日以降生まれで、申込時にクレーン・デリック運転士免許(「限定なし」)もしくは「クレーン限定」のいずれかの免許を所持している人	
C	昭和39年4月2日～61年4月1日生まれで、申込時にクレーン・デリック運転士免許(「限定なし」)もしくは「クレーン限定」のいずれかの免許を所持している人	

📍**市人事委員会任用課** ☎044-200-3343 ㉠044-222-6449 [選考]。試験区分、受験資格、申し込み方法など詳細は市HPか、区役所他で配布中の受験案内で。

### ●①看護師 ②理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

選考日…7月27日(日)

資格	申し込み
①は昭和41年4月2日以降生まれ ②は昭和50年4月2日以降生まれ、いずれも採用日までに必要な免許を有するか取得見込みの人	7月11日(消印有効)までに必要書類を直接、封筒の表に「病院局選考申込」と書きし簡易書留で

📍**病院局庶務課** ☎044-200-3846 ㉠044-200-3838 [選考]。※詳細は市HPで。選考案内は区役所などで配布中。市HPからもダウンロードできます。

### ●障害者を対象とした会計年度任用職員(事務)

対象・人数	申し込み
対象…身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳または知的障害があることの手定書を交付されていて、週20～30時間就労が可能な人。人数…5人程度	6月25日(必着、受信有効)までに市HP、申込書を直接、簡易書留で

📍**総務企画局人事課** ☎044-200-3993 ㉠044-200-3753 [選考]。※詳細は市HPか、6月2日から区役所などで配布する選考案内申込書で。



kawasaki\_shakyo • フォローする



kawasaki\_shakyo 36分前  
《認定NPO法人・指定NPO法人を応援しよう！》

こんにちは！企画調整室です😊

市民文化局コミュニティ推進部 市民活動推進課から、川崎市内の認定NPO法人・指定NPO法人についてのお知らせです👉  
団体の活動紹介も掲載していますのでぜひご覧ください🌟

お知らせ



いいね！2件

36分前

ログインすると「いいね！」やコメントができます。

facebook

メールアドレスまたは電

パスワード

ログイン

[アカウントを忘れた場合](#)



## 川崎市社会福祉協議会

「いいね！」72件・フォロワー107人



川崎市社会福祉協議会

**Facebookにログインまたは登録して、友達や家族、知り合いとつながろう。**

ログイン

または

新しいアカウントを作成

ページ・非営利団体

神奈川県川崎市中原区上小田中6-22-5川崎市総合福祉センター6階

044-739-8710

csw-kawasaki.or.jp

まだ評価はありません(レビュー0件)

写真

すべての写真を見る



Facebookにログインまたは登録して、友達や家族、知り合いとつながろう。

ログイン

または

新しいアカウントを作成

ブラウザのアドレスバー: [https://x.com/ShareSmile\\_kwsk/status/1941024790892237233](https://x.com/ShareSmile_kwsk/status/1941024790892237233)

タブ: Xユーザーの川崎市社会福祉協議会

お気に入り | お気に入りのインポート | ログイン - 内閣府 | NPO法人ポータルサイ... | 川崎市金町内会通... | 令和6年度人間ドク...


**X**

← **ポスト**

**川崎市社会福祉協議会** ~#Share Smile かわさき~  
@ShareSmile\_kwsk

市民文化局コミュニティ推進部からお知らせです

NPO法人には、寄附をした人が税制上の優遇を受けられる「認定（特例認定）NPO法人」「指定NPO法人」があります。  
寄附というかたちで市民活動を応援してみませんか？  
詳しくは市HPをチェックしてみてください！  
[city.kawasaki.jp/250/page/00001...](http://city.kawasaki.jp/250/page/00001...)



午後3:42 · 2025年7月4日 · 18件の表示

🗨️
🔄
❤️
🔖
📤

**Xを使ってみよう**

今すぐ登録して、タイムラインをカスタマイズしましょう。

Google で登録

Appleのアカウントで登録

アカウントを作成

アカウントを登録することにより、[利用規約](#)と[プライバシーポリシー](#)（Cookieの使用を含む）に同意したとみなされます。

問題が発生しました。再読み込みしてください。

🔄 やりなおす

[利用規約](#) | [プライバシーポリシー](#) | [Cookieのポリシー](#) | [アクセシビリティ](#) | [広告情報](#) | [もっと見る...](#)  
 © 2025 X Corp.

**「いま」起きていることを見つけよう**  
Xなら、「いま」起きていることをいち早くチェックできます。

ログイン

アカウント作成

https://x.com/ShareSmile\_kwsk

-7-

令和8年2月13日

## 《地域貢献を御検討の企業の皆様へ》

### 認定 NPO 法人に対する寄附への法人税法上の優遇措置について

認定 NPO 法人<sup>(注)</sup>が行う福祉や社会教育などの公益的な活動に寄附金を支出した場合には、一般の寄附金に係る損金算入限度額に加えて**別枠の特別損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入**されます。

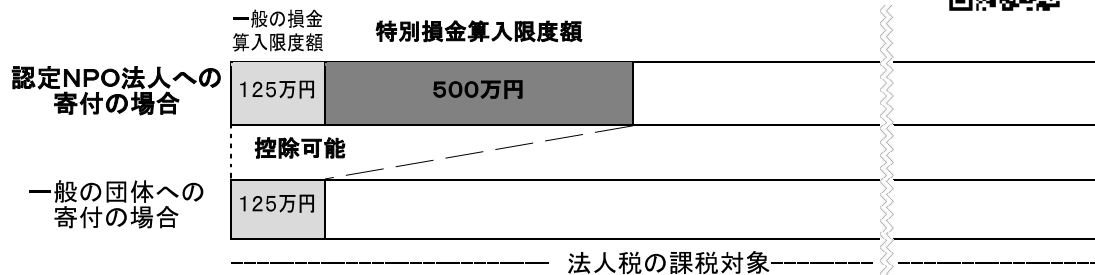
このことによって、法人税の算定において控除できる寄附金の限度額が高くなり、一般の寄附金に比べて、寄附をした企業の法人税が軽減されることとなります。

地域貢献の方法の一つとして、御検討いただけますと幸いです。

注 「認定 NPO 法人」とは、NPO 法人のうち、運営組織や経理処理の適正性の基準や広く市民から支持を受けているかの基準など一定の要件を満たすものとして行政の認定を受けた NPO 法人をいいます。川崎市の認定 NPO 法人については、右 QR コードを参考にしてください。



【イメージ】 例：資本金等の額 10 億円、所得の金額 1 億円の場合



《計算式》

特別損金算入限度額 = (期末の資本金等の額 × 0.375% + 所得の金額 × 6.25%) × (1/2)

一般の寄附金の損金算入限度額 = (期末の資本金等の額 × 0.25% + 所得の金額 × 2.5%) × (1/4)

【参考】国税庁タックスアンサー No.5283



※ 同様に特別損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入される寄附先には、特定公益増進法人（例えば日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人など）があります。

#### 【問合せ先】

川崎市市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課

電話：044-200-2341 メール：[25simin@city.kawasaki.jp](mailto:25simin@city.kawasaki.jp)

「地域・社会貢献フォーラム」への今後の御参加や

地域貢献・市民活動に関心のある方もこちらへどうぞ

平成24年制度開始の特定非営利活動法人条例指定制度について、「川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例」(以下、「基準条例」という。)の附則の規定に基づき検討を行うもの。

平成28年度、令和3年度に続き、3度目の見直しに当たり、前回から5年目にあたる令和8年度に実施

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる  
特定非営利活動法人の基準等に関する条例

附則  
(検討)

2 市長は、この条例の施行後、特定非営利活動促進法及びこの条例の実施状況、特定非営利活動を取り巻く社会経済環境の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の内容について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

今回(令和8年度)の制度検討

(1) 答申の構成

令和3年度の答申の構成や項目をベースとして更新・修正を行う。

第1 検討に当たって考慮すべき状況について

◇調査や法人ヒアリングを再度実施。結果を数値・データ化して記載内容を更新

第2 条例指定制度の運用上の課題について

◇第1の結果を審査会に報告→審査会の見解を取りまとめて記載

第3 条例指定制度の今後の運用に向けた提言

◇第1・第2を踏まえた審査会の検討結果を記載

(2) 令和3年度との違い、留意事項

- ①令和3年度の答申により開始した新規事業の効果測定等
- ②令和3年度時点には存在しなかった指定更新をしない選択をした法人の出現
- ③平成30年度以降、全国的に見ると認証法人数の減少が続いている状況
- ④考慮しなければならないNPO法の改正の情報は無し

【年度別の指定件数等の推移】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
指定2		指定3	指定1	指定1 取消1	指定0	指定1	指定0	指定1	指定1	指定1	指定1	指定 -2	指定 -1
認定0		認定3	認定2	認定3	認定0	認定0	認定1	認定1	認定1	認定3	認定0	認定 3-1	認定 1-2
仮認定1		仮認定 -1	仮認定0	仮認定0	仮認定0	特例0	特例1	特例0	特例 -1	特例0	特例0	特例0	特例0

★進め方や答申の構成は令和3年度をベースとする。  
★令和3年度の時とは異なる点に留意して適宜項目追加等を行う。  
★制度検討結果により条例改正となる場合、答申の時期にかかわらず施行を4月1日とし、同一年度中に異なる制度が並走することは回避することを想定している。

(3) 想定するスケジュール

